



特定税額控除規定の不適用措置の見直し（1/3）

一言解説

投資や賃上げに消極的な大企業の行動変容を促すため、租税特別措置（特定の税額控除規定）の不適用措置について、要件の強化及び不適用の対象措置が拡充されます。

1. 概要

- (1) 現行制度では、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は農業協同組合等以外の法人のうち、企業収益が増大している大企業のうち設備投資や賃上げに消極的な企業に対して、特定税額控除規定の適用を制限しています。
- (2) 本改正では、投資や賃上げに消極的な大企業の行動変容を促すため、上記(1)の特定税額控除規定の適用要件の強化及び不適用の対象範囲が拡充されます。

2. 改正の内容

- (1) 特定税額控除規定の不適用措置の対象範囲の見直し

不適用措置の対象範囲について、以下の①研究開発税制に**戦略技術領域型**（繰越税額控除制度を除きます。）が追加されます。

No.	現行	改正案
①	研究開発税制（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型））	研究開発税制（一般試験研究費の額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）、 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度（戦略技術領域型） ）
②	地域未来投資促進税制（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）	同左
③	カーボンニュートラル投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）	同左

適用時期

令和9年3月31日までの間に開始する事業年度から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長



特定税額控除規定の不適用措置の見直し（2/3）

(2) 研究開発税制に関する税額控除規定（上記(1)①）の不適用措置の見直し

以下の①から③の各要件の**いずれにも該当しない場合**には、上記(1)①の税額控除の規定が適用できないこととされています。各要件に係る改正点は、以下のとおりです。

① 所得金額に係る要件（その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合にのみ判定します。）

現行	改正案
その事業年度の所得金額≤前事業年度の所得金額	同左

② 継続雇用者給与等支給額に係る要件

要件	現行	改正案
② 大企業で、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合（対前年度増加率）が1%以上	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合（対前年度増加率）が 2%以上
① 大企業で、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合		
④ 大企業で、上記②及び①以外の場合	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること（対前年度超）	継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合（対前年度増加率）が 1%以上



特定税額控除規定の不適用措置の見直し（3 / 3）

③ 国内設備投資金額に係る要件

要件	現行	改正案
⑦ 大企業で、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合及び前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合	国内設備投資金額 > 当期減価償却費総額 × 40%	同左
① 大企業で、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合		
⑨ 大企業で、上記⑦及び①以外の場合	国内設備投資金額 > 当期減価償却費総額 × 30%	同左

(3) 地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制に関する税額控除の規定（上記①②及び③）の不適用措置の見直し

現行制度では、以下の①から③の各要件の**いずれにも**該当しない大企業は、上記①②及び③の税額控除の規定が適用されないこととなります。不適用とされる大企業の範囲が以下の**①及び②の要件又は①及び③の要件のいずれかに該当しない**大企業に改正されます。

- ① 所得金額要件（その事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合にのみ判定します。）

現行	改正案
その事業年度の所得金額 ≤ 前事業年度の所得金額	同左

- ② 継続雇用者給与等支給額に係る要件
上記②と同じ
- ③ 国内設備投資金額に係る要件
上記③と同じ